

2019年度補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)

燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(家庭用燃料電池システム導入支援事業)交付規程第17条に基づき、以下のとおり補助事業の完了を報告します。

燃料電池に対する国からの他の補助金等は申請していません(\*)
燃料の種類: 都市ガス, LPガス
ガス供給事業者: 大手, 中小
リース等: 有
申込区分: 個人, 法人等

1. 一般用申請者について

受理・交付決定番号
フリガナ
一般用申請者氏名又は法人等名
住所
日中連絡先電話番号(携帯可)\*
申請者が法人等の場合の担当者連絡先(下記住所が未記入の場合、一般用申請者住所に通知書等を送付します。)

2. 振込み口座について<一般用申請者名義>

申請者本人カタカナ名義
金融機関名
支店名
預金種目 口座番号
普通・当座・貯蓄

(訂正印)
「2. 振込み口座について」の訂正印は申請者実印を捺印してください。

- (※1) 姓と名の間を1マス空けて記入してください。カタカナが50文字以上の場合は続きを余白に記入してください。
(※2) ゆうちょ銀行の振込用口座は、他の金融機関と店名や口座番号の表示が異なります。通帳の見開きを確認の上、記入してください。

注1: 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に押印の一般用申請者実印又は手続代行者印)で訂正してください。修正液等での訂正は、無効になります。

注2: この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。本用紙のコピーを大切に保管してください。(6年間)

※ 一般社団法人燃料電池普及促進協会の家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金は、経済産業省が定めた燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金交付要綱第2条に基づく補助金を家庭用燃料電池システムの設置等をしようとする方に交付するものです。



## 2019年度補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)

## 5. 領収金額証明について

この項目の内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(領収会社証明印による)で訂正してください。

補助対象システム		1台目	2台目
製造事業者等名			
品名番号	燃料電池ユニット		
	貯湯ユニット		
機器費(税抜)	燃料電池システム価格計 (付属品含む)①	円/台	円/台
設置工事費 (税抜)	配線工事費②	円/台	円/台
	配管工事費③	円/台	円/台
	付随工事費④	円/台	円/台
	工事費計⑤ (②+③+④)	円/台	円/台
合計(税抜)	① + ⑤	円/台	円/台
バックアップ給湯器の費用を		<input type="checkbox"/> 上記合計に含まない	<input type="checkbox"/> 上記合計に含まない

補助対象システムに係る領収金額が上記のとおりであることを証明します。

【領収会社】

郵便番号・住所

会社名

電話番号

社印

## 6. 補助金の額について

設置台数	台	補助金の額	円
------	---	-------	---

## 7. 取得財産について(「取得財産等明細表」)

財産名 (補助対象システム)	家庭用燃料電池システム	処分制限期間	6年
取得年月日 (補助事業完了日を記入)	20 年 月 日	取得年月日は、領収書の発行日又は設置工事完了日のどちらか遅い方の日を記入してください。	
・規格(品名番号)、数量、単価、金額、保管場所(設置先)については、上記「補助事業完了報告書」に記載			

## 8. 補助対象システムの使用開始予定日について

使用開始予定日	20 年 月 日	電気とお湯を継続的に使用開始する予定日、又は使用を開始した日を記入してください。
---------	----------	--

## 9. 排出削減事業への参加について\*1

申込区分が「個人」の方は、下記のいずれかにチェックしてください。

リース等「有」の場合、及び申込区分が「法人等」の場合はチェックは不要です。

<input type="checkbox"/> 国が運営委託する排出削減事業に参加 (J-グリーン・リンケージ倶楽部(燃料電池))	<input type="checkbox"/> その他の排出削減事業に参加 事業名等:	<input type="checkbox"/> 個人事業主*2のため不参加
---	---	--

\*1 記載内容について、別途国が委託する事業者から確認させていただく場合があります。

\*2 個人事業主とは、一般的に自身で独立し事業を行っていて「個人事業の開業届け」を所轄の税務署に提出した方です。

注1: 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に押印の一般用申請者実印又は手続代行者印)で訂正してください。修正液等での訂正は、無効になります。

注2: この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。本用紙のコピーを大切に保管してください。(6年間)